

保育士の経験による場合		※R12. 3. 31までの時限特例		(法附則第18項)	
基礎資格 【施行規則附則第10項 第2欄】	2種	指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していること。			
	1種	学士の学位を有することかつ、指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していること。			
修得機関	幼稚園教職課程のある大学・短期大学	○	放送大学	△	認定講習 △
在職年数 【施行規則附則第10項 第3欄】	<p>①幼稚園（専ら幼児の保育に従事する職員）、または保育所に勤務する保育士として3年以上（勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る）の良好な成績で勤務した旨の証明がある。</p> <p><b>【新特例の適用】※R5. 4. 1～R12. 3. 31の申請に限る</b>  <b>・①に加えて、幼保連携型認定こども園での保育教諭として2年以上（勤務時間の合計が2,880時間以上の場合に限る）の良好な成績で勤務した旨の証明がある。</b></p> <p>※上記は、いずれも、休職、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、組合専従の期間を除く。</p> <p>■本特例の対象となる施設（認可保育所等）は、HPで確認</p>				
最低修得単位数 【施行規則附則第10項 備考第2号】		①	新特例	備考	
	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		8	6	
	保育内容の指導法に関する科目		2	1	新特例適用の場合は、単位軽減
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術			
	幼児理解の理論及び方法		1	—	新特例適用の場合は、単位修得不要
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		2	2	
教育の基礎的理解に関する科目		2	2	日本国憲法の内容（第26条 教育を受ける権利）を含む	
教育課程の意義及び編成の方法		1	1		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修得単位は、基礎資格取得前のものも使用することができる（施行規則第10項備考第3号）</li> <li>・期限付き特例制度であるため、<b>令和12年3月31日までに申請</b>しなければならない。</li> <li>・<b>新特例の適用は、令和5年4月1日から令和12年3月31日の申請に限る。</b></li> </ul>				
手数料	令和8年3月授与まで：5,000円 令和8年4月授与以降：5,800円 （令和8年3月授与の申請期限は、令和8年3月25日です）				

## 法附則第18項による幼稚園教諭免許状申請必要書類

1	手数料	○ ※1
2	申請書(第4号様式)	○
3	履歴書(第5号様式)	○ ※2
4	宣誓書(第6号様式)	○
5	学力に関する証明書	○
6	保育士登録証の写し又は指定保育士養成施設卒業証明書	○
7	卒業証明書	△(1種申請時必要)
8	人物に関する証明書(第1号様式)	○
9	実務に関する証明書(第2号様式の2)	○
10	身体に関する証明書(第3号様式)	○
11	戸籍抄本	△ ※3
12	返信用封筒	○ ※4

### 注意事項

#### ※1【手数料】

令和8年3月授与まで:5,000円 ※令和8年3月授与の申請期限は、令和8年3月25日です  
令和8年4月授与以降:5,800円

手数料納付方法は下記のとおりです。

- ・オンライン納付(クレジットカード、PayPay)
- ・定額小為替(「お名前」欄には何も書かないでください)
- ・来庁による納付(ご来庁前に必ずご連絡ください)

詳細はホームページ「申請の流れ、必要書類等(幼保特例)」をご確認ください。

#### ※2【申請書、履歴書、宣誓書】

- ・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください
- ・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください
- ・仮申請フォームを使用したオンライン申請の場合は不要

#### ※3【戸籍抄本】

- ・氏名又は本籍地が各証明書類と異なる場合は、異動内容を確認するために戸籍抄本を添付してください。
- ・本籍・氏名の異動が2回以上ある場合は、異動状況を確認するために「除籍謄本」が必要となります。戸籍の改製で従前戸籍が確認できない場合は、「改製原戸籍」が必要となります

#### ※4【返信用封筒】

- ・角形2号
- ・切手530円分(免許状4枚以下)、620円分(免許状5枚以上)を貼付
- ・宛先住所・宛名を明記
- ・表面に「簡易書留」と朱書
- ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課管理免許係」と記入

#### 【証明書の有効期限】

「人物に関する証明書」、「実務に関する証明書」、「身体に関する証明書」及び戸籍抄本は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。「人物に関する証明書」及び「実務に関する証明書」は、証明者により袋とじされたもののみ有効です